

# 建設業許可申請

## 1 建設業法の目的

- ①建設工事の適正な施工の確保と発注者の保護
- ②建設業の健全な発達の促進

## 2 建設工事とは

### <建設業法上の建設工事（29 業種）>

土木一式工事	鋼構造物工事	熱絶縁工事
建築一式工事	鉄筋工事	電気通信工事
大工工事	舗装工事	造園工事
左官工事	しゅんせつ工事	さく井工事
とび・土工・コンクリート工事	板金工事	建具工事
石工事	ガラス工事	水道施設工事
屋根工事	塗装工事	消防施設工事
電気工事	防水工事	清掃施設工事
管工事	内装仕上工事	解体工事
タイル・れんが・ブロック工事	機械器具設置工事	

### 3 建設業許可について

#### ①建設業の許可とは

☆原則：建設業を営もうとする者は、許可を受けなければならない。

★例外：軽微な建設工事のみ請け負う場合、許可は不要。

#### <軽微な建設工事とは>

建築一式工事の場合：1件の請負金額が1,500万円に満たない工事  
又は  
延べ面積が150㎡に満たない木造住宅工事

上記以外：1件の請負金額が500万円に満たない工事

#### ②国土交通大臣許可と都道府県知事許可

2以上の都道府県に営業所を設けて営業しようとする場合 ⇒ 国土交通大臣許可

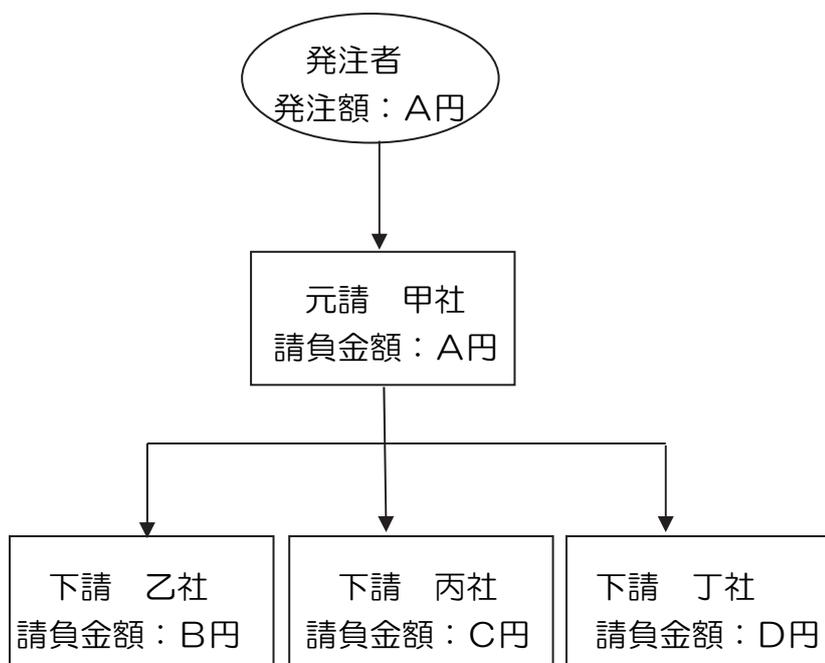
1つの都道府県のみに営業所を設けて営業しようとする場合 ⇒ 都道府県知事許可

※営業所とは・・・「本店」又は「支店」若しくは「常時建設工事の請負契約を締結する事務所」

### ③一般建設業許可と特定建設業許可

発注者から直接請け負う1件の工事につき、その工事の全部又は一部を、下請代金の額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上（いずれも消費税及び地方消費税を含む）となる下請契約を締結して施工しようとする場合 ⇒ **特定建設業許可**

上記特定建設業の許可を受けようとする者以外の者が取得する場合 ⇒ **一般建設業許可**



☆ B + C + Dが4,500万円以上 ⇒ 元請である甲社は特定建設業の許可が必要

★ B + C + Dが4,500万円未満 ⇒ 元請である甲社は一般建設業許可で足りる

### ④許可の有効期限

許可の有効期限は、許可日から5年目を経過する日の前日をもって満了する。

⇒ 許可取得後は5年毎に更新申請を行う。